

第1章 総 則

（目 的）

第 1 条 この要綱は、都市計画上、かつ、防災上無秩序な開発を防止し、優良な建築を推進することにより、健全な市街地の発展と良好な住環境の整備を図るため、開発事業を行う者又は建築事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、一定の基準に従い適切な指導を行うことにより良好な生活環境の形成を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 略 -

（準工業地域、工業地域における住宅の計画）

第 15 条 工業地域は、主として工業の利便を増進するために定められた地域であるため、原則として、住宅の建築を目的とする事業は行わないものとする。ただし、その計画が住環境を阻害することのないように設計され、かつ、当該住宅の敷地が隣接する土地（住宅の敷地が幅員4メートル未満の道路、水路敷、公共用地又はこれらに類する土地等に接する場合は、当該公共用地等の反対側の境界線に接する土地を、隣接する土地とみなす。）の権利者に説明し、協議されたものについては、この限りでない。

- 2 前項に定める権利者とは、土地又は建物の所有者及び当該土地において工場、倉庫等を経営する者をいう。
- 3 事業者は、工業地域においてやむを得ず住宅を計画する場合は、事前に本市関係部局と十分に協議した上で植樹及び防音する等の措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、準工業地域又は工業地域において住宅を売買する場合は、購入予定者に対して事前に都市計画による用途地域の趣旨を周知させなければならない。

- 略 -